

## 苫小牧市介護職員研修費等補助事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 苫小牧市（以下「市」という。）に所在する介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療施設等（以下「事業所等」という。）で一定期間以上就業し、研修等の受講を通して技能の向上を図った者に対して、研修等の受講に要した費用の一部を助成することにより、市内における介護人材の確保、技能の向上及び事業所等への定着の促進を図ることを目的とする。

### (事業所等)

第1条の2 この要綱において「事業所等」とは、次に掲げる事業所又は施設のうち、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法第8条及び第8条の2に規定するサービス又は居宅介護支援若しくは介護予防支援を行うもの
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するサービス又は相談支援を行うもの
- (3) 児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援又は障害児相談支援を行うもの
- (4) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所

### (対象者)

第2条 苫小牧市介護職員研修費等補助事業（以下「事業」という。）の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 苫小牧市介護職員研修費等補助事業助成金（以下「助成金」という。）の申請日において、3か月以上継続して同一事業所等に就業し、かつ、当該事業所等に就業中であること。
- (2) 助成金の申請日の属する年度又はその前年度において、別表1に定める研修を受講し、これを修めた者であること。
- (3) 助成金の申請日において、苫小牧市内に住所を有し、市税の滞納がない者であること。

### (対象研修等)

第3条 事業の対象研修等は、別表1に定める研修等とする。

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、別表2に定める額とし、予算の範囲内において交付する。

### (助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苫小牧市介

護職員研修費等補助事業助成金申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が支払った受講料等の教育訓練経費について、教育訓練施設等への支払の完了が確認できる書類の写し（領収書等）
- (2) 研修等の修了証明書の写し（修了証明書の発行がない研修等については、研修等の内容、期間、その他必要な事項が確認できる書類）
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### （審査）

第6条 市長は、前条による申請があったときは、申請者及び申請内容について、第2条に規定する対象者及び第3条に規定する対象研修等の要件並びに助成金の金額その他必要な事項の審査を行うものとする。

#### （交付決定）

第7条 市長は、前条の審査により助成金の交付及び交付金額を決定したときは、苫小牧市介護職員研修費等補助事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により申請者に助成金を交付しないことを決定したときは、苫小牧市介護職員研修費等補助事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

#### （助成金の交付）

第8条 市長は、前条第1項に規定する交付決定をしたときは、当該交付決定をした日から起算して30日以内に、申請者に助成金を交付するものとする。

#### （助成金の返還等）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた申請者について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 申請日から助成金の交付を受ける日までの間に、就業中の事業所等の職員の身分を失ったとき。
  - (3) その他助成金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。
- 2 申請者は、前項の規定により助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(申請者に関する情報提供等)

第10条 市長は、事業の実施に当たり必要と認められるときは、事業所等に申請者の就業状況その他必要な情報提供を求めることができるものとし、これに必要な申請者及び申請内容に関する情報を事業所等に提供することができるものとする。

2 市長は、事業の実施に当たり必要と認められるときは、教育訓練施設に申請者の研修等の受講状況その他必要な情報提供を求めることができるものとし、これに必要な申請者及び申請内容に関する情報を教育訓練施設に提供することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

2 令和7年3月31日までの間、改正前の要綱第5条に規定する苫小牧市介護職員育成支援事業助成金申請書兼請求書の提出による申請及び請求があった場合は、改正後の要綱第5条に規定する苫小牧市介護職員研修費等補助事業助成金申請書兼請求書の提出による申請及び請求があったものとみなすことができる。

別表 1 (第 2 条及び第 3 条関係)

対象研修等
生活援助従事者研修
介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修
介護福祉士資格取得に関する講座（介護福祉士実務者研修を除く。）
介護支援専門員資格取得に関する講座
主任介護支援専門員研修

別表 2 (第 4 条関係)

申請者が支払った受講料等の教育訓練経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	助成金の額
50,000円未満	20,000円
50,000円以上100,000円未満	40,000円
100,000円以上	50,000円